

一般社団法人まもりすくん会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人まもりすくん（以下「当法人」とします）の定款に定められた会員が、定款第3条の目的を遂行するために会員に対する規約として定めたものです。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用されます。

第2章 会員資格

(会員)

第1条 当法人の会員は次の4種とし、当法人の定款第3条の目的に賛同し、本規約を承諾し、且つ正会員は当法人の理事会の承認、利用会員、賛助会員、見守り電話サポート会員は当法人の代表理事の承認を得たものを条件とします。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人又は団体
- (2) 利用会員 当法人が行う企画（情報交換会、講習会など）に参加するために入会した個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人又は団体
- (4) 賛助会員（見守りサポーター） 当法人の見守り・日常生活支援

に参加するために入会した個人

(入会申込)

第2条 当法人の会員として入会を希望する者は、当法人の代表理事宛に手渡し、郵送、電子メール、LINEにて送付して入会申込を行ないます。

(入会審査)

第3条 入会申込があった場合は、正会員は理事会の承認を得るものとします。(2)(3)(4)会員は当法人の代表理事が入会の承認をするか否かを決定します。入会審査に必要な限りにおいて、当法人は入会申込者に対し、質問やその他必要な資料の提出を求めることがあります。

当法人の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがあります。

- (ア) 入会申込の内容に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- (イ) 入会申込後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合
- (ウ) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- (エ) その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合

(入会金及び会費の支払い)

第4条 (4)を除く会員は、付表に定める入会金及び会費を納入します。

(ア) 入会日付は、当法人が会員宛てに入会を承認した日付とします。会員は、入会金及び会費を、申込日付より1週間以内に、現金、振込、口座引落により支払います。

- (イ) 振込の場合の振込手数料は会員負担となります。
- (ウ) 口座引落の場合は引落にかかる手数料（2023.1 現在 150 円）は会員負担となります。
- (エ) 見守り利用者は、毎月の見守り料金より会費を天引きします。
- (オ) 当法人が会員から受領した入会金及び会費は、途中退会を含め、その理由を問わず返金いたしません。

(保険加入)

第5条 会員は必要に応じて自費でボランティア保険に加入するものとする。

(会員資格有効期間)

第6条 (4)を除き、会員資格有効期間は、前第6条により支払った会費の対象期間とします。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員資格を喪失します。

- (ア) 当法人の定款第8条退会の規定により退会届を提出して退会した場合
- (イ) 当法人の定款第9条除名の規定により除名された場合
- (ウ) 各会費の納入が継続して3か月以上滞納した場合
- (エ) 総正会員が同意したとき
- (オ) 当該会員が死亡若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (カ) 郵便物が届かない、またはメールの返信が2か月超えてもない場合

2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の会費ほか当法人への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければなりません。

(退会)

第8条 会員は、当法人に対し、郵送又は電子メールによる退会届の提出をすることによりいつでも退会することができます。但し、正会員は2ヶ月以上前に当法人に対し予告するものとします。

(除名)

第9条 当法人は、会員が次の各号の一に該当すると当法人が認めた場合、会員を除名することができます。

- (ア) 当法人の定款その他の規則に違反したとき
- (イ) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (ウ) その他の除名すべき正当な事由があるとき

前項の除名の決定は、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとし、除名した会員にはその旨を通知します。

(変更の届出)

第10条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく郵送、LINE又は電子メールにより変更手続を行うものとします。

当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負いません。

第3章 会員の権利と義務

(会員の権利)

第1条 第1条に定める正会員は、次にあげる事項についての権利を有します。

- (ア) 当法人の社員総会に参加し、議決権の行使ができます。

2 第1条に定める利用会員は、次にあげる事項についての権利を有します。

- (ア) 当法人が主催する会員限定のイベントおよび当法人が定める活動に、参加もしくは見学をすることができます。

3 第1条に定める賛助会員は、個人および法人と共に、次にあげる事項についての権利を有します。

(ア) 当法人が主催する会員限定のイベントおよび当法人が定める活動の参加もしくは見学をすることができます。内容によっては、別途参加費等を支払うことがあります。

- (イ) 毎年6月末までに年間活動報告書を電子形式で送付します。

(ウ) 希望により個人名もしくは法人名を当法人のウェブサイトに掲載することができます。匿名希望も受け付けます。ただし、会員期間のみの掲載とします。

4 第1条に定める賛助会員（見守りサポーター）は、次にあげる事項についての権利を有します。

- (ア) 当法人の見守り・日常生活支援に参加することができます。

- (イ) 当法人の主催する勉強会に参加することができます。内容によっては、別途参加費等を支払うことがあります。

(会員情報の取り扱い)

第2条 会員および入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」とします）を、当法

人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

- (ア) 第5条に定める入会審査
- (イ) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
- (ウ) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合

2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (ア) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
- (イ) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
- (ウ) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

(著作権)

第3条 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成した著作物の著作権者は、当法人とします。この著作物とは、各種報告書、記録資料、課題資料、研究資料、調査資料、アンケート資料、議事録等一切の成果物などをいいます。

2 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成したソフトウェアプログラム等の著作物の著作権者は、当法人とします。

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

(禁止事項)

第1条 会員は、次に定める行為をしてはいけません。

- (ア) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与、担保等に供すること
- (イ) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開することのない情報を言います
- (ウ) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること
- (エ) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為

2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有します。

(損害賠償)

第2条 会員は、前第15条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければなりません。

(免責)

第3条 当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負いません。

- (ア) 会員が当法人のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合
- (イ) 当法人のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項
- (ウ) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

第5章 本規約の追加・変更 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第1条 当法人は、社員総会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

以上

【附表】

会員種別	入会金	会費
正会員	2,000 円	400 円/月
利用会員	—	400 円/月
賛助会員	—	400 円/月
賛助会員（見守りサポーター）	—	100 円/月

（令和 5 年 12 月 16 日）